

A-3

従属節事態先行型カラ節内のル形の生起条件と否定的ニュアンスのメカニズムについて

小玉安恵（カリフォルニア州立大学サンノゼ校）

従属節先行型のノデ・カラ節内における過去の事態を表すル形の存在は、沈(1984)により指摘され、従来の絶対時制や相対時制では説明できない現象であるとする沈(1984)、岩崎(1994)、Uno(2009)と、三原(1992)の時制視点の原理である主節時視点(相対時制解釈)で説明可能であるとする尾野(1999)や賈(2001)、神永(2001)らの二派に分かれていたが、最新の研究である田村(2013)では、認識主体である人に認識された知識(視点付き命題)に対する認識時視点を基準時とした第三の時制解釈、認識時制解釈が提唱され、前者の立場が支持されている。田村は岩崎のあげた観察の因果構文と非難の因果構文の統語的特徴やニュアンスをその意味論および語用論的分析を基に説得力のある説明を展開しているが、以下の点で疑問が残る。

まず、一つは田村が自然であることを前提にし、論理を展開している非難の構文の例の中には筆者が不自然だと感じる例があり（例：中山さんは、泥棒で**捕まる**から、奥さんに**離婚される**んだ）それらがなぜ不自然に感じられるのか、また、一般的に非文になるとされている望ましい因果関係のルカラルノダ文の中には、なぜ自然なもの（例：隣の健ちゃんは寝る間も惜しんで**勉強する**から、東大に**受かる**のよ。）と不自然なもの（例：中山さんは**泥棒を捕まえる**から、警察から感謝状を**贈られる**んだ。）があるのかという問題である。

次に、田村は非難の因果構文は全てルカラルノダ文であるとし、その使用条件として使用条件I「非難の因果構文は、そこで言及されている事態のなりゆき（結果となる出来事の発生）が、出来事が実際に発生する前に、関係する全ての主体の知識状態から予想可能である場合のみ、適切に使用できる」を提示、それにより非難のニュアンスが生じるとしているが、ルカラタノダ文やタカラタノダ文の非難のニュアンスについては触れていない。田村の示す非難の因果構文ルカラルノダ文はそのほとんどが「賞味期限の切れた牛乳を**飲む/飲んだ**から、お腹が**痛くなる/痛くなった**のよ。」のような従属節と主節が同一人物の因果文であり、これらは確かに田村の主張通り、ルカラルノダ文の非難のニュアンスが最も強いように感じられるが、異なる主語人物の因果文「君が廊下に油を**こぼす/こぼした**から、田中が**転ぶ/転んだ**んだよ。」の場合、必ずしもそうではないように思われる。

さらに、田村は非難の構文の例は全て非意志的因果文であるためカラ節に認識時視点を設定することはできないが、ノダの補文構造により認識時視点を設定できると主張しているが、も

しそうであれば「飛び出すから彼は怪我をした。」や「彼が窓を開けるから、部屋が寒くなった。」「大風が吹くから、木が倒れた。」などの非ノダ文で、かつ非意志的因果文であるこれらのカラ節のル形はどのように説明されるのか、という疑問が残る。

そこで本研究では、これら三つの問題を解決すべく、48人の日本語母語話者にこれらの例文の文法性判断と、同主語と異主語の非難構文のニュアンスの有無及び強弱の判断、過去の因果文の前件に続く後件の完成を依頼する、三つのパートから成るアンケートを実施した。

その結果、まず、次項の[表1]にあるようにルカラ～ノダの過去の事態の因果文に対する被験者の文法性判断からは、1)非難の対象を文中にもそして文脈としても想定しにくい望ましい事態の因果文「中山さんは泥棒を捕まえるから、警察に感謝状を贈られる/たんだよ。」が最も不自然あるいはやや不自然と判断とされる割合が高かった。ついで2)前件の主語人物がコントロールできない事態を前件に持つ悪い事態の因果文「あの時あいつに出会うから、会社に遅れる/たんだ。」と「中山さんは警察に捕まるから、奥さんに離婚されるんだよ。」が、そして3)前件と後件の間に直接的な因果関係が見えにくい悪い事態の因果文「万引きするから、奥さんに離婚されるんだよ。」と「人を殺すから、奥さんに離婚されるんだよ。」が、最後に4)非難の対象が文脈として想定しやすい望ましい事態の因果文「中山くんは寝る間も惜しんで勉強するから、東大に合格するんだよ。」が、不自然あるいはやや不自然とする割合が、自然だとする割合より高かった。一方、自然だとされる割合が最も高かったのは、「覚醒剤に手を出すから、奥さんに離婚されるんだよ。」と「浮気するから、奥さんに離婚されるんだよ。」で、半数を超える被験者により自然であると判断された。これらのことは、ルカラ～ノダ文が成立するためには、望ましくない事態とその事態に責任を取るべき非難の対象が文中、あるいは文脈のどちらかにあることが非常に重要であることを示している。また、自然だと判断される割合の高かった例からは、因果関係の直接性あるいは一般性の高い因果関係の方が、ルカラルノダ文が自然であると判断される可能性が高いことがわかる。さらに、文末にノダを伴わないルカラ文の文法性判断の結果からは、カラ節主語が一人称である「私が窓を開けるから、部屋が寒くなった。」は85.4%の被験者により不自然あるいはやや不自然と判断されたのに対し、三人称主語「彼が窓を開けるから、部屋が寒くなった」の場合には半数以上の被験者に自然だと判断された。このことから、非ノダ文であってもカラ節に話し手の認識視点を設定することが可能であると考えられる。一方、カラ節主語が「私」の場合、認識視点が話し手「私」の認識視点であるがゆえに、カラ節の主語が予測可能な「私」の行動が今直接体験によって初めて入手しているという情報として示されるという矛盾が生じるた

め、不自然に感じられるのだと思われるが、この現象は話し手である「私」がこのカラ節事態の認識視点に関わっていることを裏付ける証拠にもなっている。

[表1]カラ因果文の文法性判断

過去の因果文	a+b	a.不自然	b.やや不自然	c.自然
①中山さんは泥棒を捕まえるから、警察に感謝状を贈られるんだよ。	97.9%	77.1%	20.8%	2.1%
①中山さんは泥棒を捕まえるから、警察に感謝状を贈られたんだよ。	91.7%	62.5%	29.2%	8.3%
②あの時あいつに出会うから、会社に遅れるんだ。	87.5%	45.8%	41.7%	12.5%
②あの時あいつに出会うから、会社に遅れたんだ。	77.1%	39.6%	37.5%	22.9%
③中山さんは警察に捕まるから、奥さんに離婚されるんだよ。	72.9%	18.7%	54.2%	27.1%
④万引きするから、奥さんに離婚されるんだよ。	62.5%	20.8%	41.7%	37.5%
⑤人を殺すから、奥さんに離婚されるんだよ。	60.5%	20.8%	41.7%	39.5%
⑥中山くんは寝る間も惜しんで勉強するから、東大に合格するんだよ。	60.4%	25%	35.4%	39.6%
⑦浮気するから、奥さんに離婚されるんだよ。	35.4%	6.2%	29.2%	64.6%
⑧覚醒剤に手を出すから、奥さんに離婚されるんだよ。	34%	8.5%	25.5%	66%
⑨彼が窓を開けるから、部屋が寒くなった。	37.5%	6.2%	31.3%	62.5%
⑩私が窓を開けるから、部屋が寒くなった。	85.4%	45.8%	39.6%	14.6%

次に、非難のニュアンスの有無ないしは強弱を尋ねる質問からは、従属節と主節で主語人物が同じである非難構文(「賞味期限をすぎた牛乳を飲む/飲んだから、お腹が痛くなる/痛くなったんだよ。」)ではルカラルノダ文を最も強いと判断した被験者が63.9%、ルカラタノダを2番目に強いと判断した被験者が77.8%、タカラタノダを最も弱いと判断した被験者が61.1%で、田村のルカラルノダの非難構文の使用条件I“と非難のニュアンスのメカニズムを裏付ける結果となった。しかしその一方、異なる主語人物の非難構文の場合(「昨日、君が廊下に油をこぼす/こぼしたから、田中が転ぶ/転んだんだよ。」)は、ルカラタノダを2番目に強いと判断した被験者が75.7%で最も多いのは同じであったが、ルカラルノダ文とタカラタノダ文を一番非難のニュアンスが強いとする割合(ルカラルノダ43.24%, タカラタノダ43.24%)と、一番弱いとする割合(ルカラルノダ40.54%, タカラタノダ48.65%)が拮抗し、判断が大きく分かれた。この結果は、田村のルカラルノダ文が強い非難のニュアンスを持つことに、従属節と主節が同じ主語人物であることが関わっていることと、主語人物が従属節と主節で異なる場合、ルカラルノダ文とタカラタノダ文に二つの読みの可能性があることを示していると思われる。

最後に過去の事態の因果文の後件を完成してもらう質問では、前件が中立的な事態でル形の場合(「あの時、株を手放すから」)、ほぼ100%悪い結果の後件(例: 損したんだ)が続いたのに対し、前件が良い事態(「あなたが東大に合格するから」)と悪い事態(「あの時失敗するから」)の場合には、それぞれ68%(例: 俺は落ちたんだ)、60%(例: 私は成功できなかったんだ)の割合で悪い事態の後件が続いた。一方、それら前件の動詞がタ形の場合には、株

36% (例：儲かった)、東大85% (例：親戚が喜んだ)、失敗86% (例：成功できた) の割合で、良い事態の後件が続く割合がそれぞれ32%, 53%, 46%ずつ大幅に増加した。これらの結果は被験者に、前件のル形は後件に悪い結果を、タ形は後件に良い結果を想起させる傾向があることを示している。

これらの結果から、本研究ではまず非意志的因果の非ノダ文でも話者の関与を想定でき、ノダの補文構造と同様にカラ節にも話し手の認識時視点を設定することが可能であると主張する。次に、文末にノダを伴ったカラの因果文は構造的に行為の理由か判断の理由かが曖昧である(田窪 1987)が、本研究ではカラ節にル形が用いられることで理由あるいは因果関係そのものに焦点を当て強調する前者の構造に確定されることが、否定的なニュアンスの起こる第一の原因であると考えられる。そして理由や因果関係を強調したい時には、悪い結果の起こった原因を強調してその改善を求めるか、あるいはあるべき望ましい因果関係が起こっておらず、それを定着させることを目的に望ましい因果関係を強調し発話することが多いことから、文脈的に否定的なニュアンスが生まれると考える。さらに、ルカラルノダ文では認識時視点のかかる意味構造のレベルがカラ節と因果関係全体の二つあり、またタカラタノダ文では行為の理由か判断の理由かが構造的に曖昧であるために、特に異なる主語人物の場合にその読みが分かれやすくなり、非難ニュアンスの強度に関する判断が分かれてしまうのではないかと推測する。

参考文献

- Akatsuka (1997) Towards a Theory of Desirability in Conditional Reasoning. In Sohn, H.&Haig J.(eds), Japanese/Korean Linguistics 6, pp.41-58. CSLI Publications, Stanford.
- Uno, Ryoko (2009) Detecting and Sharing Perspectives Using Causals in Japanese. ひつじ書房
- 尾野治彦 (1999) ノデ節, カラ節のテンスについての覚え書き-岩崎の「主節時主語視点をめぐって」- 『北海道武蔵女子大学短期大学紀要』 31, pp.51-97.
- 岩崎卓 (1994) 「ノデ節カラ節のテンスについて」 『国語学』 179, pp.103-114.
- 沈矛一 (1984) 「複合文の接続助詞でくくる節の述語のテンス「スルが」と「シタが」、「スルので」と「シタので」など」 『語学教育研究論叢』 創刊号, pp.20-122.
- 賈朝勃 (2001) 「カラ・ノで節中の述語の同時型スル形」 『日本語と日本文学』 32, pp.19-30.
- 神永正史 (2001) 「ノデ節カラ節のル形とタ形について」 『日本語と日本文学』 32, pp.31-43.
- 田窪行則 (1987) 統語構造と文脈情報 『日本語学』 6-5, pp.37-48.
- 田村早苗 (2013) 『認識視点と因果—日本語理由表現と時制の研究—』 くろしお出版.
- 三原健一 (1992) 『時制解釈と統語現象』 くろしお出版